

特定家庭用機器廃棄物の再商品化等料金の公表について

2018年10月1日より、以下に掲げる特定製造業者等が表に掲げた品目のリサイクル責務者になるため、特定家庭用機器再商品化法第20条第1項の規定に基づき、再商品化等料金（リサイクル料金）を次の通り公表いたします。

この料金は1台当たりであり、全国同一の料金です。

上記料金とは別に、小売業者、市町村等の収集運搬料金が必要となります。

料金公表を行う特定製造業者等

IDEX株式会社

品目	リサイクル料金	
	税抜	税込
冷蔵庫・冷凍庫（小）	4,715円	5,092円